

（仮称）新交通西風新都線建設事業に係る環境影響
を受ける範囲であると認められる地域の選定書

令和元年 6 月

広島市

都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 3 月 31 日広島市条例第 30 号（最終改定：平成 27 年 3 月 13 日広島市条例第 22 号））に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」（平成 11 年 6 月 1 日広島市公告（最終改定：平成 28 年 4 月 1 日））に基づき、都市計画対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって 1 以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業計画地敷地境界から 250m の地域を選定した。

本事業の実施による環境要素ごとの環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、表 1 及び図 1 に示すとおりである。

表 1 (1) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等)	【建設機械の稼働】 工事計画の内容、事業計画地周辺の状況及び大気汚染物質の排出源高さを勘案し、建設機械の稼働による大気質の影響が想定される事業計画地敷地境界から 100m の範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【工事用車両の走行】 本事業の工事計画の内容から想定される工事用車両台数と工事用車両の走行ルートである県道広島湯来線及び県道伴広島線の現況交通量を勘案すると、工事用車両の走行による大気質の影響は小さいものと考えられる。このことから、工事用車両の走行ルートと想定している道路沿道は、環境影響を受ける範囲外とした。 【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による粉じん等の影響が想定される土地改変予定箇所周辺を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【自動車の走行】 事業計画の内容、事業計画地周辺の状況及び大気汚染物質の排出源高さを勘案し、自動車の走行による大気質の影響が想定される事業計画地敷地境界から 150m の範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

表 1 (2) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

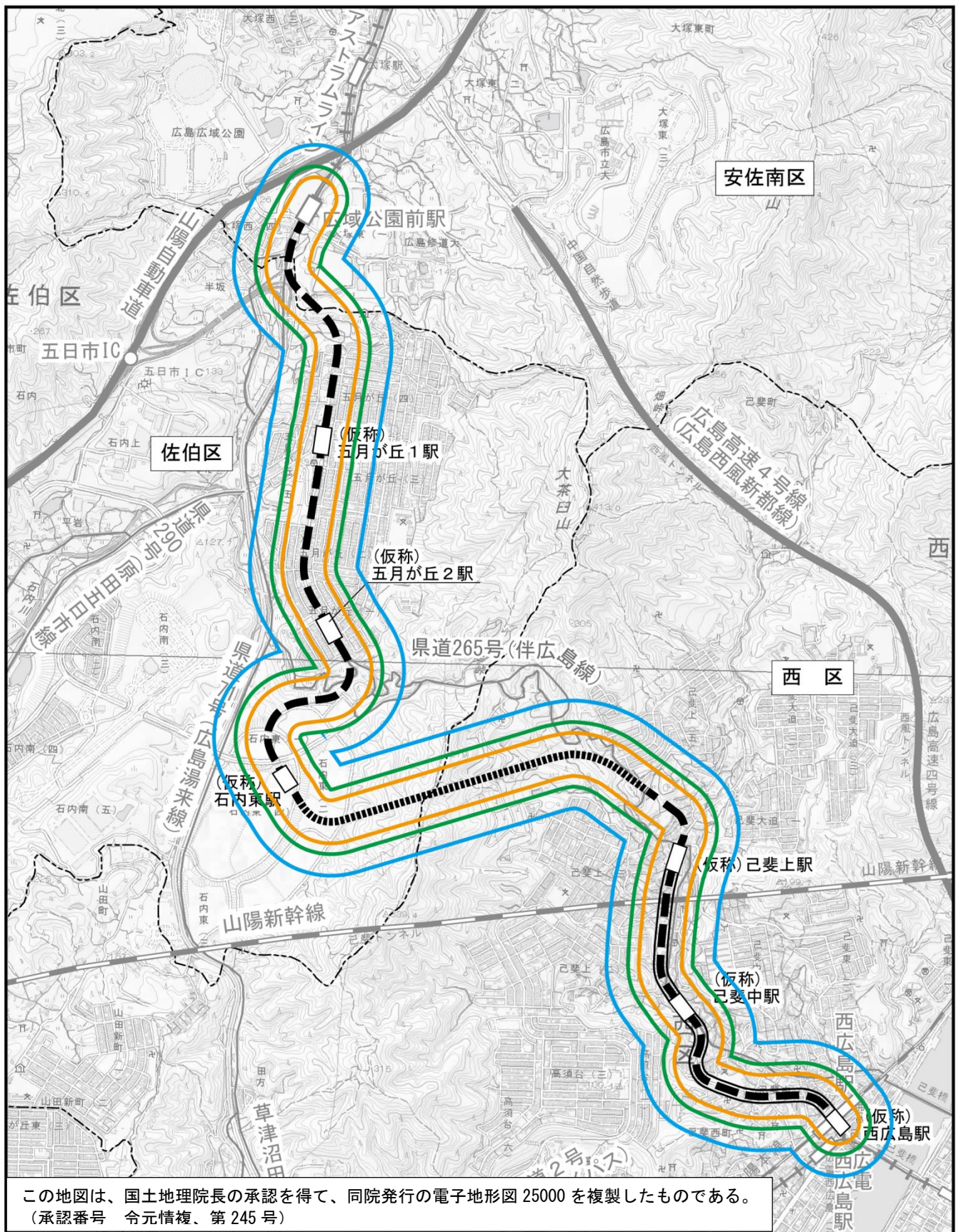
環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
騒 音	【建設機械の稼働】 工事計画の内容、事業計画地周辺の状況及び騒音の伝搬特性を勘案し、建設機械の稼働による騒音の影響が想定される事業計画地敷地境界から 100mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【工事用車両の走行】 本事業の工事計画の内容から想定される工事用車両台数と工事用車両の走行ルートである県道広島湯来線及び県道伴広島線の現況交通量を勘案すると、工事用車両の走行による騒音の影響は小さいものと考えられる。このことから、工事用車両の走行ルートと想定している道路沿道は、環境影響を受ける範囲外とした。 【車両の走行】 事業計画の内容、事業計画地周辺の状況及び騒音の伝搬特性を勘案し、車両の走行による騒音の影響が想定される軌道沿線を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【自動車の走行】 事業計画の内容、事業計画地周辺の状況及び騒音の伝搬特性を勘案し、自動車の走行による騒音の影響が想定される道路沿道を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
振 動	【建設機械の稼働】 工事計画の内容、事業計画地周辺の状況及び振動の伝搬特性を勘案し、建設機械の稼働による振動の影響が想定される事業計画地敷地境界から 100mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【工事用車両の走行】 本事業の工事計画の内容から想定される工事用車両台数と工事用車両の走行ルートである県道広島湯来線及び県道伴広島線の現況交通量を勘案すると、工事用車両の走行による振動の影響は小さいものと考えられる。このことから、工事用車両の走行ルートと想定している道路沿道は、環境影響を受ける範囲外とした。 【車両の走行】 事業計画の内容、事業計画地周辺の状況及び振動の伝搬特性を勘案し、車両の走行による振動の影響が想定される軌道沿線を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【自動車の走行】 事業計画の内容、事業計画地周辺の状況及び振動の伝搬特性を勘案し、自動車の走行による振動の影響が想定される道路沿道を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
水 質 (水の汚れ・水の濁り)	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、水の汚れ及び水の濁りの影響が想定される工事による排水を予定する河川・水路を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

表 1 (3) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
水 象 (地下水・湧水)	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による地下水及び湧水の影響が想定されるトンネル部周辺の水源・井戸を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
地盤沈下	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による地盤沈下の影響が想定されるトンネル部を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
土壌汚染	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による土壌汚染の影響が想定される土地改変予定箇所を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
日照阻害	【軌道施設（嵩上式の存在）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在による日照阻害の影響が想定される地域を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
電波障害	【軌道施設（嵩上式の存在）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在による電波障害の影響が想定される地域を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
動 物	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容、事業計画地周辺の状況及び動物の移動性を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による動物の影響が想定される事業計画地敷地境界から 250mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在】 事業計画の内容、事業計画地周辺の状況及び動物の移動性を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在による動物の影響が想定される事業計画地敷地境界から 250mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
植 物	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による植物の影響が想定される事業計画地敷地境界から 100mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在による植物の影響が想定される事業計画地敷地境界から 100mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
生態系	【切土工等又は既存の工作物の除去】 動物・植物と同様の範囲とした。 【軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在】 動物・植物と同様の範囲とした。

表 1 (4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
景 観	【軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在による景観の影響が想定される主要な眺望点を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
人と自然との触れ合いの活動の場	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による人と自然との触れ合いの活動の場の改変予定箇所を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。



凡	事業計画地((仮称)新交通西風新都線)[高架区間] 事業計画地((仮称)新交通西風新都線)[トンネル区間] 事業計画地(3・3・344 己斐中央線) 行政区界	 1:25,000
例	<環境影響地域> 大気質・騒音・振動(建設機械の稼働)・植物 [事業計画地から100m] 大気質(自動車の走行)[事業計画地から150m] 動物[事業計画地から250m]	

図1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域